

第3 船級区分、漁船登録番号等の表示（標示）

1 漁船登録の船級区分

船級区分	漁船の区分
ME 1	総トン数 100 トン以上の動力漁船
ME 2	総トン数 5 トン以上 100 トン未満の動力漁船
ME 3	総トン数 5 トン未満の動力漁船
ME 4	総トン数 5 トン以上の無動力漁船
ME 5	総トン数 5 トン未満の無動力漁船
ME 6	淡水面（潮汐の影響のない潟、河川、ため池等）で使用する動力漁船
ME 7	淡水面（潮汐の影響のない潟、河川、ため池等）で使用する無動力漁船

2 漁船登録番号等の表示（標示）義務

(1) 漁船登録番号

登録票の交付を受けた所有者は、当該漁船の船橋または船首の両側の外部その他最も見易い場所に遅滞なく登録票の漁船登録番号を表示しなければなりません。（法第 16 条）

○文字等の高さは、総トン数 5 トン未満では、7 cm 以上

総トン数 5 トン以上 20 トン未満では、15 cm 以上

総トン数 20 トン以上では、30 cm 以上

○文字等の太さは、その文字等の高さの 5 分の 1、また、文字等の間隔は、その文字等の高さの 3 分の 1 を標準とします。

○直接、船体に明瞭に表示し、板などを吊り下げる方式は認められません。

(2) 船名

総トン数 20 トン以上の漁船は、船首両舷の外部に船名、船尾外部の見やすい場所に船名及び船籍港名を、総トン数 20 トン未満の漁船では、船首両舷の外部に船名を見やすい場所に、それぞれ縦、横 10 cm 以上の大きさで標示します。